

犬山市中小企業支援補助制度一覧

資料3

no.	名称	補助対象者、補助要件等	補助率等	R2年度実績		R3年度実績 (R4.2.28時点)		備考	
				件数	金額計	件数	金額計		
1	日本政策金融公庫融資制度利子補給補助金	犬山商工会議所の推薦又は紹介を受けて日本政策金融公庫より平成21年1月1日以後に小規模事業者経営改善資金貸付又は新創業融資制度の融資を受け、その融資期間3年以上及び融資額500万円以下の者で、融資後6ヶ月以内に繰上返済を行っておらず、融資後6回分の利子を支払った者	日本政策金融公庫融資の返済に係る当初から6回分の利子の合計額 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置の適用を受ける融資を受けた場合は12回分	15	274,300	0	0		
2	小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金	以下の条件を満たすもの (1) 犬山市内に事業所を有する個人又は法人であること (2) 愛知県信用保証協会から信用保証の決定を受け、市が定めた取扱金融機関から小規模企業等振興資金の融資を受けた者 (3) 犬山市の市税納税義務者であり、滞納がない者 (4) 融資を受けた資金を不正に使用していない者 (5) 信用保証料を分納していない者	・融資金額500万円以下 100% ・融資金額500万円を超え、5,000万円以下 50% ・上限30万円	25	2,435,000	15	1,721,800		
3	小規模企業等振興資金融資利子補給補助金	(1) 犬山市内に事業所を有する個人又は法人であること (2) 愛知県信用保証協会から信用保証の決定を受け、市が定めた取扱金融機関から小規模企業等振興資金の融資を受けた者 (3) 犬山市の市税納税義務者であり、滞納がない者 (4) 融資期間が3年以上である者 (5) 融資金額が500万円以下である者 (6) 小規模企業等振興資金融資を受けた資金を不正に使用していない者 ※上記1～6に関わらず、1年以内に借換を行った場合は対象外	当初より6回分の支払利子の合計	15	272,800	9	136,600		
4	企業再投資促進補助金	20年以上、市内に立地する工場等を有し、工場等の新増設等を行う企業 対象分野 ①次世代自動車(自動車 対象分野 ①次世代自動車(自動車含む)②航空宇宙③環境・新エネルギー④健康長寿⑤情報通信⑥ロボットの関連分野⑦企業立地促進法に基づく基本計画の指定集積業種の分野	交付要件 <投資規模要件> 大企業:25億円以上 中小企業:1億円以上 <雇用要件> 大企業:100人以上 中小企業:25人以上	土地を除く固定資産取得費用 上限2億	2	298,847,000	0	0	
5	創業等支援資金融資信用保証料補助金	県が中小企業者を対象に行う融資制度の愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金融資を受けた者の融資に係る信用保証料の一部	・創業支援融資に係る信用保証料の50% ・30万円上限	1	85,800	0	0		
6	産業振興補助金	(1) 人材育成事業	中小企業者対象	従業員の研修受講に要する経費。研修先は愛知県農業大学校、中小企業大学校瀬戸校、中部ポリテクセンター、その他市長が適当と認める研修 上限額:研修を受講した従業員1人あたり2万円	3	37,700	0	0	
		(2) 展示会出展事業	中小企業者対象	展示会への出展に要する経費 上限額:出展1回あたり20万円	0	0	5	740,000	
		(3) 雇用支援事業	小規模事業者対象	就職説明会への参加に要する経費 上限額:参加1回あたり10万円	0	0	0	0	
		(4) 雇用促進事業	小規模事業者	市民を常用雇用し、1年間に支払った給与 上限額:雇用した市民1人あたり5万円 ※一事業者に対しての年度補助上限額は40万円	2	100,000	2	10,000	
7	立地奨励金	新設	特定区域内に工場等を設置し、又は工場等を設置した者から工場等を賃借して操業する企業。ただし、増設については、既存の工場等の新設又は増設に係る指定期間の間に、新たに設置する工場等の工事に着手するものに限る。	指定企業がその事業の用に供する土地、家屋及び償却資産に対して課される固定資産税の納付額に相当する額	1	11,468,700	1	2,789,800	
		増設	指定企業が当該増設に伴い取得又は賃借し、その事業の用に供する土地、家屋及び償却資産に対して課される固定資産税の納付額に相当する額	0		0	0		
8	セーフティネット資金融資信用保証料補助金	(1) 市内に事業所を有する個人又は法人 (2) 市が中小企業信用保険法第2条第5項第4号、5号または危機関連保証の認定をし、金融機関から融資を受けた者 (3) 市の納税義務者で、市税を滞納していない者 (4) 融資を受けた資金を不正に使用していない者 (5) 信用保証料を分納していない者 (6) 同一年度内に同補助金の交付を受けていない者	中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は5号もしくは第6項の認定を受け、経営安定関連保証(経営安定)又は保証愛知県経済環境適応資金(セーフティネット資金に限る)の融資を受けた者の負担を軽減し、中小企業の金融難を打開し、及び企業の振興を図ることを目的として、その融資に係る信用保証料の全部又は一部を予算の範囲内において補助する。	・融資に係る信用保証料の100%(100円未満の端数は切り捨て) ・上限30万円	26	4,964,500	1	300,000	
9	セーフティネット資金融資利子補給補助金	(1) 市内に事業所を有する個人又は法人 (2) 市が中小企業信用保険法第2条第5項第4号、5号または危機関連保証の認定をし、金融機関から融資を受けた者 (3) 市の納税義務者で、市税を滞納していない者 (4) 融資を受けた資金を不正に使用していない者 ※上記(1)～(4)に関わらず、1年以内に借換を行った場合は対象外	・当初より6回分の支払利子の合計額(100円未満の端数は切り捨て) ・上限30万円	14	2,874,300	12	1,963,300		